

湧別町いじめ防止基本方針

令和 6 年 7 月改定

湧別町・湧別町教育委員会

(令和 2 年 7 月策定)

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等に対する基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめ防止基本方針策定の目的	1
3 いじめの定義	2
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 家庭や地域との連携	3
(5) 関係機関との連携	3
第2章 いじめの防止等のために湧別町が実施する施策	4
1 「湧別町いじめ対策支援チーム」の設置	4
2 「湧別町いじめ再調査委員会」の設置	4
3 町が実施する取組	4
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対処	5
(4) 学校や教職員の評価	6
4 その他の事項	
(1) 基本方針の内容の見直し	6
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策	7
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 学校におけるいじめの防止対策のための組織	7
3 学校が実施する取組	7
(1) いじめの防止	7
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめへの対処	9
(4) いじめの解消	11
(5) 取組についての学校評価	11
(6) 特に配慮が必要な児童生徒	11

第4章 重大事態への対処	11
1 重大事態の意味	11
2 重大事態の報告	12
3 調査主体と調査組織	12
(1) 学校が主体となって調査を行う場合	12
(2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合	12
4 事実関係を明確にするための調査の実施	12
(1) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	13
(2) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	13
5 その他留意事項	13
6 調査結果の提供及び報告	13
(1) いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報の提供	13
(2) 調査結果の報告	14
7 再調査結果の説明及び措置等	14
(1) 再調査結果の説明	14
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	14
 ○ 湧別町いじめ対策支援チーム設置要綱	 15
 資料1 重大事態の発生と調査	 16
資料2 北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

湧別町においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策に当たってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、改めて、児童生徒の尊厳を保持するため、学校、地域、家庭その他の関係機関との連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「湧別町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定するものである。

第1章 いじめの防止等に対する基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行ったり、はやし立てたりせず、これを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域、関係機関の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめ防止基本方針策定の目的

町基本方針は、前項の基本理念の下、いじめの防止等のための対策を町民が相互に協力しながら広く社会全体で進め、法に規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、町全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、児童生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１） いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの衝動を発生させる原因としては、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、金銭などを得たいという意識、被害者になることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりや児童生徒の人間関係を把握し、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。さらに、「いじめは、どの子にも、どの学校にもおこりうる」「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめの発生が確認された場合、学校は直ちに家庭や関係機関と連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、校長の強力なリーダーシップの下、「学校いじめ防止対策組織」を中心として組織的にいじめへの対処を行わなければならない。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、保護者が子どもの教育について第一義的責任を負い、いじめを行うことのないよう、規範意識等を養う指導に努めるとともに、学校と家庭、地域との連携が必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用するなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携していくことが必要である。

特に、いじめが犯罪行為に相当すると認められる場合は、警察への相談・通報を行うことが必要である。

第2章 いじめの防止等のために湧別町が実施する施策

1 「湧別町いじめ対策支援チーム」の設置

町基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の内部組織として「湧別町いじめ対策支援チーム」（以下、「支援チーム」という。）を設置する。

支援チームは、国の基本方針において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合、学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとし、よって、組織の構成も調査を前提として、指導室長、教育アドバイザー、スクールカウンセラー等の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とする。

なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

2 「湧別町いじめ再調査委員会」の設置

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果に対する調査（以下「再調査」という。）を行うため、「湧別町いじめ再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置することができる。

組織の構成は、学識経験を有する者、いじめ防止等に関する知見を有する者等の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とし、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

3 町が実施する取組

（1） いじめの防止

① 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に図るために指導・助言を行う。

② 児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う活動を支援する。

③ 人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成

学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図るために学校に指導・助言を行う。

④ 性犯罪・性暴力の防止教育の推進

学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」の推進を図るために学校に指導・助言を行う。

⑤ 性的マイノリティ及び多様な背景を持つ児童生徒への支援

「性的マイノリティとされる児童生徒」及び「多様な背景を持つ児童生徒」に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を学校に推進させる。

⑥ 教職員の資質能力の向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう「生徒指導連絡会議」においていじめに関する研修や情報交流を行うとともに、教職員のいじめの問題に関する資質能力の向上を図る。

⑦ 広報・啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談等について広報・啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

① 児童生徒への定期的な調査等の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査等を行う。

② いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の周知

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を受け付ける体制を、リーフレットや相談カードなどの配布によって周知する。

③ いじめの積極的な認知の取り組みの推進

「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、見過ごしたり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう指導・助言を行う。

④ SOSの出し方に関する教育の推進

児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を学校に推進させる。

⑤ スクールカウンセラー等による相談体制

教育委員会指導室に在籍している教育アドバイザーを活用するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを、それぞれ学校へ派遣するなど、児童生徒及び保護者からの相談を受ける体制の充実を図る。

(3) いじめへの対処

① 学校への支援

教育委員会は、学校に対して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関し、必要な指導・助言を行う。

また、学校だけでは解決が困難な事案等に対して、支援チームのメンバーを派

遣し支援するとともに、必要な調査等を行い、いじめの解決のための対応に当たる。

② 警察との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

③ 学校間の連携

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、教育委員会が学校間の連絡をとり、連携協力体制を構築する。

④ インターネット上のいじめへの対処

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、当該学校に直ちに連絡をとり早期対応を行う。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して講演会を開催したり、資料を配布するなど啓発活動を行う。

⑤ 出席停止などの措置

教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合も含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

（４） 学校や教職員の評価

教育委員会は、学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等について評価するよう、学校に必要な支援や指導・助言を行う。

４ その他の事項

（１） 基本方針の内容の見直し

必要に応じて、湧別町いじめ防止基本方針の見直しを行う。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や北海道の条例及び北海道並びに町が策定した基本方針を参考にして、その学校の実情に応じ、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針の策定・見直しに当たっては、保護者、地域住民等の参画を得たり、児童生徒の意見を取り入れたりするなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。

また、学校基本方針においては、いじめの防止等の取組が学校教育全体を通して行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）を図るとともに、「早期発見、事案対処のマニュアル」や「チェックリスト」の作成や、加害児童生徒の成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための対応方針を定めるものとする。

2 学校におけるいじめの防止対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のリーダーシップの下、複数の教職員等によって構成される組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものとする。

これは、いじめの問題を特定の教職員が抱え込まず、組織的に対応するためであり、必要に応じて、教育アドバイザー、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカー等の学校関係者を構成員に加えるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

3 学校が実施する取組

（1） いじめの防止

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

また、指導に当たっては、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害児童生徒、加害児童生徒、周囲の児童生徒に大きな傷を残すもので、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生することを理解させる機会を充実する。

児童生徒に対しても、様々な教育活動で全教職員が、いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

② 思いやりやコミュニケーション能力の育成

児童生徒に他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、周囲の友人や教職員との信頼関係を築くことにより、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。

そのために、「ソーシャル・スキル・トレーニング」等に取り組むとともに、子ども理解支援ツール「ほっと」や「QU」等の活用を図り、児童生徒の状況を把握し不安や悩みにきめ細かく支援する。

③ 性犯罪・性暴力の防止教育の推進

学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」の推進を図る。

④ 性的マイノリティ及び多様な背景を持つ児童生徒への支援

「性的マイノリティとされる児童生徒」及び「多様な背景を持つ児童生徒」に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

⑤ 自己有用感や自己肯定感の育成

児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を醸成する。

⑥ 児童生徒自らの学びや取組

児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、自らいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

⑦ 指導の在り方

教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払うなど、いじめの問題への対応力の向上に努めながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進する。

⑧ 学校いじめ防止基本方針の周知

学校いじめ防止基本方針について、学校のホームページや懇談会等を通じて保護者や地域住民に理解できるよう措置を講ずるとともに、入学時、年度初めには必ず児童生徒、保護者、地域住民等に説明する。

(2) いじめの早期発見

① いじめの積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり、見過ごしたり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

また、いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校いじめ防止対策組織に報告し、情報を共有するとともに、適切に記録しておくなど、学校の組織的な対応につなげなければならない。

② 児童生徒の変化の把握

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、情報の共有に努める。

③ アンケート調査と教育相談

定期的なアンケート調査や教育相談を実施するとともに、「SOSの出し方に関する教育」を充実させるなど、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

児童生徒がいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを踏まえ、迅速に対応することを徹底する。また「ほっと」や「QU」などを活用し学級内の対人関係を客観的なデータをもとに把握することで問題行動の発生を防ぐ。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校長のリーダーシップの下、「学校いじめ防止対策組織」を活用し、事実の確認を明確にするとともに、迅速かつ適切な対応を行う。

また、教育委員会に報告するとともに、事案によっては児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

① いじめへの対処方法

ア 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導がなくても良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対処も可能である。

イ ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、いじめ対策組織へ情報共有する。

② いじめを受けた児童生徒への対応と支援

ア いじめを受けた児童生徒の心的な状況等を十分確認し、いじめを受けた児童生徒及び情報を提供してくれた児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実確認を複数の教職員で正確に聞き取る。

イ いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、いじめを受けた児童生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、教育アドバイザーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら支援する。

ウ いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室において指導し、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて学習できる環境を整備する。

エ いじめを受けた児童生徒が、いじめを行った児童生徒との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者等が同席の下、謝罪・和解の機会を持つなどして、関係修復を図る。

オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

③ いじめを行った児童生徒への指導

ア いじめを行ったとされる児童生徒から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが認識された場合、教職員が連携し、必要に応じて教育アドバイザーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。

イ 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者の双方が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

ウ いじめを行った児童生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解させ、謝罪を含め自らの行為の責任を自覚するよう指導する。

エ 児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、警察との連携による措置も含め、対応する。

オ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童生徒に対して、適切に懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの被害者や加害者に対する指導だけでなく、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

なお、集団で特定の児童生徒を無視したり、いやな役回りを押し付けたりするような雰囲気が広まることのないよう、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を培う。

⑤ インターネット上のいじめへの対処

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒への情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者の責務についても必要な啓発活動を行う。

また、北海道教育委員会や学校が実施するネットパトロールを通して、インターネット上のいじめの早期発見、早期対応に努める。インターネット上のいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案

が犯罪行為に相当すると認められる場合には、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察や法務局等の関係機関と連携し対処する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

- ① いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること
- ② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること

(5) 取組についての学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。

① 達成目標の設定

達成目標は、いじめが起きない・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等に係る項目を設定し、達成状況を評価する。

② 取組の改善

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(6) 特に配慮が必要な児童生徒

下記の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ③ 性同一性障害や性的傾向・性自認に係る児童生徒
- ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

第4章 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）」に則り適切に対応する。

1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当期間とは文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、重大事態への対処にあたっては、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、これを町長に報告する。

3 調査主体と調査組織

重大事態の調査は、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、教育委員会が必要と認めるときには、教育委員会に設置する支援チームによって調査を行う。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に設置したいじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法で調査を行う。

(2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合

従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどから、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止のために必要と判断される場合には、教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

この場合、町基本方針第2章1により設置される支援チームを調査組織とする。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、い

つ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

（１） いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒の話を十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うなどが考えられる。この際、当該児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

（２） いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の話を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

５ その他留意事項

- （１） 事案の重大性を踏まえ、教育委員会において出席停止の措置や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。
- （２） 学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
- （３） 児童生徒の生命又は心身に現に被害が生じ、または被害が生じる恐れがあると見込まれる場合などは、町長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずるべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができることに留意する。
- （４） 重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき具体的に対応する。

６ 調査結果の提供及び報告

（１） いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報の提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

7 再調査結果の説明及び措置等

(1) 再調査結果の説明

再調査委員会は、町基本方針第2章3により再調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適宜・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとする。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は再調査の結果を議会に報告するものとする。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

○湧別町いじめ対策支援チーム設置要綱

(設置)

第1条 湧別町いじめ防止基本方針に基づき、湧別町いじめ対策支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援チームは、次の事項を所掌する。

- (1) いじめ防止等のための対策
- (2) 重大事態が発生した場合、必要に応じて行う調査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 支援チームの委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 教育総務課職員
- (2) 学識経験者

2 重大事態の調査を行う場合は、前項に掲げる者のほか、特別委員として、教育長が適当と認める者を加えることができる。ただし、調査の公平性・中立性を確保するため、調査の対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は支援チームの委員となることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員の任期)

第5条 特別委員の任期は、重大事態の調査が終了したときまでとする。

(リーダー及びサブ・リーダー)

第6条 リーダーは、教育長が指名する。

- 2 リーダーは、支援チームの実務を総理する。
- 3 支援チームに、サブ・リーダー1名を置く。
- 4 サブ・リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 支援チームの招集は、リーダーが行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

重大事態の発生と調査

